「改正] [現行] 第1章~第8章 (略) 第1章~第8章 (略) 第9章 通信 第9章 通信 第1節 通信の種類等 第1節 通信の種類等 (通信の種類等) (通信の種類等) 第42条 通信には、次の種類があります。 第42条 通信には、次の種類があります。 ただし、X:ユビキタスに係る通信の種類は、データ通信モード及びショートメッセージ通信モードに、X:特定接続に係る通信の種類 ただし、Xiユビキタスに係る通信の種類は、データ通信モード及びショートメッセージ通信モードに、Xi特定接続に係る通信の種類 はデータ通信モード(128k 通信モードを除きます。)に限ります。 はデータ通信モード(128k 通信モードを除きます。)に限ります。 内 容 種 種 類 内 容 (略) (略) (略) (略) データ通信モード (1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては 50Mb/s 以下、契約者 データ通信モード (1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては 50Mb/s 以下、契約者 回線への通信においては 682Mb/s 以下で符号の伝送を行うためのもの 回線への通信においては 375Mb/s 以下で符号の伝送を行うためのもの (2) (略) (2) (略) (略) (略) (略) (略) 2~5 (略) 2~5 (略) (注) (略) (注) (略) 第 43 条~第 44 条 (略) 第 43 条~第 44 条 (略) 第2節~第4節 (略) 第2節~第4節 (略) 第 10 章~第 14 章 (略) 第10章~第14章 (略) 料金表 (略) 料金表 (略) 別表1~別表9 (略) 別表1~別表9 (略) 附 則 (平成 29年3月3日経企第1753号) この改正規定は、平成29年3月9日から実施します。